

愛知県からのお知らせ

「愛知県感染防止対策協力金」の特例受付の申請受付開始について

愛知県は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮^{*}を実施した事業者のうち、申請期間内に「愛知県感染防止対策協力金」の申請を行えなかった事業者を対象に、特例で申請を受け付けることとしました。(2021年3月30日発表済み。)

この度、下記の期間で申請を受け付けることとしますので、お知らせします。

※ 営業時間短縮には、感染症拡大防止対策のため終日休業した場合も含む。

1 申請受付期間

2021年4月15日(木)～5月17日(月)(当日消印有効)

2 対象となる協力金

	協力金名	従来の申請期間	対象施設	対象エリア
I	愛知県感染防止対策協力金 (11/29～12/17 実施分)	2020年12月21日～ 2021年2月1日	酒類を提供する 飲食店等	名古屋市 錦・栄地区
II	愛知県感染防止対策協力金 (12/18～1/11 実施分)	2021年1月12日～ 2021年2月19日	酒類を提供する 飲食店等	愛知県全域
III	愛知県感染防止対策協力金 (1/12～2/7 実施分)	2021年2月8日～ 2021年3月12日	1/12～1/17 酒類を提供する 飲食店等 1/18～2/7 飲食店等	愛知県全域

3 申請方法

(1) 申請書の入手方法

県の愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトからダウンロードいただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手できます。なお、前回の受付期間で配布したリーフレット(申請書)もそのままお使いいただくことができます。

(2) 申請に必要な書類

対象となる協力金で異なります。主なものは以下のとおりです。

1	協力金交付申請書	
2	誓約書	
3	営業時間短縮（休業含む）の状況がわかる書類	ホームページの画面の写しまたは貼紙やチラシの写真など
4	営業活動を行っていることがわかる書類（営業実績関係）	確定申告書の写し
5	営業活動を行っていることがわかる書類（営業許可関係）	飲食店営業許可書（証）の写し （1/18～2/7 の期間は、喫茶店営業許可書（証）の写しも可）
6	本人確認等に必要な書類	運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
7	振込先口座がわかる書類	通帳またはキャッシュカードの写し

(3) 申請方法

申請書に必要な事項を記入の上、必要な書類一式を、レターパックや簡易書留など必ず郵便物を追跡できる方法で、次の送付先まで郵送してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請方法は、郵送のみとします。

＜送付先＞〒460-8799 名古屋中郵便局留
愛知県感染防止対策協力金事務局 宛

4 交付方法

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動する可能性があります。

5 問合せ先

協力金専用コールセンターで問合せを受付けます。

電話番号：052-228-7310

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

※詳細については下記の協力金特例受付の案内 Web ページを御確認ください。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin-truketuke.html>

